

特殊勤務手当の改正等について（案）

1. 夏季作業手当の創設

（１）概要

近年、夏季においてこれまで経験したことのないような気温上昇が常態化しており、熱中症リスクが高まっているなか、公務の運営のためやむを得ず熱中症リスクのある環境において業務に従事する必要があるものについて、業務の危険性を鑑み夏季作業手当を創設する。

（２）対象業務

環境省が公表する地点名「神戸」における湿球黒球温度（WBGT）が 28℃以上を記録した日において、屋外等（※）熱中症リスクのある環境で 1 時間以上業務に従事したもの

※空調のない施設、密閉空間における業務も対象

（３）支給額

日額 200 円

ただし、3 時間以上対象業務に従事した場合 日額 500 円

2. 災害応急対応等派遣手当の改正

「災害応急対応等派遣手当」について、国の災害応急作業等手当と同水準となるよう下表のとおり支給額を改正する。

改正後	改正前
日額 1,080 円 ※ただし、以下（１）～（３）の業務に従事した場合、最も高い金額を適用する。 （１）災害対策基本法第 63 条第 1 項に規定する警戒区域その他これに類する地域において対象業務に従事した場合 日額 2,160 円 （２）日没から日出までの期間に屋外において対象業務に従事した場合 日額 1,620 円 （３）深夜に対象業務に従事した場合 日額 1,620 円	日額 1,000 円 ※ただし、災害対策基本法第 63 条第 1 項に規定する警戒区域その他これに類する地域において対象業務に従事した場合は、日額 2,000 円

3. 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日